

土壤医の会全国協議会の概要

1 設立の経緯

土壤医資格登録制度では、登録者には継続研鑽が義務付けられており、格登録の有効期間である 3 年以内に所定の単位を取得することが必要とされています。その継続研鑽を行うための重要な組織として土壤医の会が位置づけられております。土壤医の会の種類には、「土壤医の会に関する要綱」で、地域土壤医の会や事業体土壤医の会とともに、全国協議会が規定されています。

全国協議会が設立されたのは制度開始の 5 年後で、資格登録者数の増加する中で、多くの資格登録者が研鑽できる人的ネットワークの形成や情報の交流ができる場の拡大など全国規模での活動が求められていました。

このような背景から、平成 29 年 2 月 28 日に、全国協議会の設立趣意書に賛同する資格登録者等 15 名と(一財)日本土壤協会とで、設立発起人会が開催されました。設立発起人会では全国協議会の事業内容や会長等推進体制などを決定し、(一財)日本土壤協会会長宛に設立認可申請をし、平成 29 年 3 月 7 日に設立認可されました。

2 活動内容

全国協議会が行うべき活動内容は設立趣意書に盛り込まれておりますが、その骨子は次のとおりです。その柱になる活動は、①資格登録者の資質の向上、②資格登録者の社会的評価の向上と活用促進に関する活動です。

(1)資格登録者の資質の向上

- ◆**全国協議会の会員になることにより全国大会等各種行事に参加でき研鑽機会が増えます。**(会費は全国協議会に納入すれば、その他の土壤医の会に重複して加入しても会費の追加徴収は無し)
- ◆**全国協議会の行事実施やウェブサイトの構成改善を通じ資格登録者間の人脈形成の構築や情報交流の促進できるようにします。**(現地見学会等の開催と合わせ交流会を実施するとともに、協会の資格登録者専用のウェブサイトを情報交流しやすい構成に変更)
- ◆**地域土壤医の会の数を増やしていくことによって研鑽機会を拡大します。**(地域土壤医の会が組織化しやすいようにするため、地域に在住する資格登録者を把握できるように会員の同意のもとに名簿を整備)
- ◆**全国協議会の研修会等を地域土壤医の会の組織化の機運のあるところで実施します。**(全国協議会は、地域土壤医の会の組織化を支援)
- ◆**協会の資格登録者専用のウェブサイトで全国協議会、地域土壤医の会等の講習会等の開催計画を掲載するようにします。**(協会の資格登録者専用ウェブサイトの構成を変更)

◆現地での課題解決をしやすくするため事例集等の作成や研究会を開催します。

(資格登録者が現地における土づくり課題の解決を的確に行っていくための資料の整備や地域での重要課題に関する研究会の開催)

(2) 資格登録者の社会的評価の向上と活用促進

◆資格登録者の活動成果が広く周知されるよう PR に努めます。(土づくりの重要性についてのわかりやすい活動成果をマスコミ等へ PR)

◆農業高校、農業大学校、農学系大学の若い層に重点を置いて土づくりの普及を推進します。(農業高校等の出前研修の実施や土壤医検定試験の受験を促進)

◆土壤診断業務を行う機関に対して、土壤医を配置するよう関係機関等に働きかけてまいります。(処方箋の質の向上を図るため、土壤医が担当するか又はそうした方の助言を得て行えるよう推進)

◆地方自治体、農協、生産者の組織などの各種土づくりの講習会の講師等として資格登録者が活用されるようにしていきます。(資格登録者の中で講師等として対応可能な方の斡旋の仕組みを構築)

3 組織・運営体制

全国協議会の組織・運営体制の骨格は次のとおりです。

(1) 最高議決機関

◆全国協議会の最高議決機関として幹事会を置き、会長、副会長、幹事、監事をもって構成されます。また、顧問も数名置きます。

(2) 部会

◆全国協議会の重要事業の調査、検討やその推進を図るため、幹事会の下に研鑽部会、調査・研究部会、土づくり普及部会を置きます。

(3) 事務局

◆全国協議会の事務局は、(一財)日本土壤協会が当たります。

